

Q 不法電波って、なに？

A 電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。電波を利用するためには、原則、無線局の免許と技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。

電波利用 = 無線局の免許 + 技術基準に適合した無線機器

Q 不法電波の罰則は？

A 不法に電波を使用すると、電波法違反になります。

- 不法無線局を開設した場合は
**1年以下の懲役、
または100万円以下の罰金**
- 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は、
**5年以下の懲役、
または250万円以下の罰金**



ふ、不法電波!?

電波に関するお困りごとやご相談は、
下記までお問合せください。

北海道総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/ 管轄区域：北海道	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(011)737-0099 (011)737-0033 (011)709-6000 (011)709-3550
東北総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ 管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(022)221-0641 (022)221-0698 (022)221-0663 (022)221-0610
関東総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ 管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 (全国)短波混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 放送相談(地上デジタル放送) 電波利用料 その他行政相談	(03)6238-1939 (046)888-2182 (03)6238-1945 (03)6238-1944 (03)6238-1932 (03)6238-1940
信越総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ 管轄区域：新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(026)234-9976 (026)234-9991 (026)234-9998 (026)234-9961
北陸総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/ 管轄区域：富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(076)233-4441 (076)233-4491 (076)233-4414 (076)233-4405
東海総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/ 管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(052)971-9107 (052)971-9648 (052)971-9142 (052)971-9104
近畿総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ 管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(06)6942-8535 (06)6942-8567 (06)6942-8544 (06)6942-8502
中国総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ 管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(082)222-3332 (082)222-3383 (082)222-3308 (082)222-3314
四国総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ 管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(089)936-5051 (089)936-5030 (089)936-5006 (089)936-5020
九州総合通信局 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ 管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(096)312-8255 (096)326-7873 (096)326-7805 (096)326-7819
沖縄総合通信事務所 http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/ 管轄区域：沖縄	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(098)865-2308 (098)865-2307 (098)865-2303 (098)865-2390

●詳しくは、総務省電波利用ホームページへ **電波利用** **検索**

再生紙利用

良好な電波環境を整備するため、無線局の免許人のみならずには一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。



魔法の電波 水木プロ・東映アニメーション

不法電波から
STOP THE 不法電波!
暮らしを守れ!

あなたの無線機器、技適マーク 付いていますか？

「電波のルール」を守りましょう!

不法電波が及ぼす悪影響って?

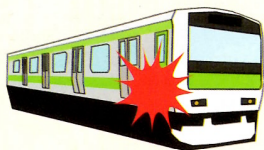
不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防、救急、鉄道、防災行政、警察、飛行機など、人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

不法電波で、このような重大な問題が起こります。



1. 消防・救急無線

消防車や救急車などの緊急無線を不法電波により妨害されると、人命や財産に関わる深刻な問題が起こります。



2. 鉄道無線

不法電波により鉄道無線に妨害が入ると、電車の安全運行に支障が生じ、乗客の生命が脅かされることにもなります。



3. スマートフォン・携帯電話

携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切な電話やメールができなくなり、社会・経済活動に大きな影響を及ぼします。



4. テレビやラジオ

テレビ・ラジオの受信が妨害されると、緊急時の災害情報や避難勧告が伝わらないなど、国民生活に重大な悪影響を及ぼします。



無線機器の使用には
技適マークの
確認をお願いします。

コードレス電話、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機器を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください(技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります)。技適マークの付いていない外国規格などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。※旧タイプの「技適マーク」も有効です。



電波の利用には、
原則、免許が必要です。

無線機器の使用には、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

(例) アマチュア無線：無線局の免許、無線従事者の資格など

※微弱な電波を使用する機器など、一部免許が不要なものもあります。
詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。



外国規格の
無線機器は国内では
使用できません。

近年「FRS」「GMRS」「UHF-CB」などの外国規格の無線機器が、通信販売やインターネットオークションなどで流通しています。これらの無線機器が使用する電波は、日本国内の防災行政用無線や放送業務用無線などの重要な無線に使われており、電波妨害を与えるおそれがあるため国内では使用できません。購入の際には、十分にご注意ください。



Attention

- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。

不法電波を取り締まる

DEURAS デューラスシステム

総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS(デューラス)」により行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探し出すシステムです。

